

環境保全上の市長の意見

名古屋都市計画道路 3・3・14 号椿町線環境影響評価準備書の内容について、名古屋市環境影響評価審査委員の意見をきき、意見書及びそれに対する市の意見を踏まえ環境保全上の見地から審査を行いました。その結果は次のとおりです。

平成 11 年 6 月 4 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋都市計画道路 3・3・14 号椿町線環境影響評価準備書については、次の点を除き妥当なものと判断します。

(大気汚染)

- 1 大気汚染予測に用いた排出係数及び換算式等の出典を明らかにすべきである。
- 2 浮遊粒子状物質については、現況において既に環境基準を上回っている状態にあるものの、計画路線による濃度寄与率が 9.1～18.7%あることから、可能な限り軽減する措置を講じるべきである。

(騒音)

- 3 道路交通騒音については、騒音レベルの中央値 (L_{50}) による予測・評価がなされているが、平成 10 年 9 月 30 日に騒音に係る環境基準の改定があり、評価手法として等価騒音レベルが採用され、平成 11 年 4 月 1 日に施行されたことから、計画路線における等価騒音レベルによる予測値についても 記載し、新基準値を下回ることを明示すべきである。
- 4 道路交通騒音の予測については、定常走行を想定したモデルを用いていることから、全ての地点において定常走行を想定した断面予測を行っている。しかし、交差点部については、停止・発進に伴う加減速の影響が生じると考えられることから、交差点部に設定されている予測断面については、この影響の程度について検討すべきである。

- 5 学校、病院その他特に静穏さが要求される施設に対しては、必要に応じて、より適切な対策を講じるべきである。

(廃棄物)

- 6 工事に伴い発生する廃棄物等については、発生を抑制するとともに、分別を徹底し、できる限り再利用・再資源化を図り、減量化を推進すべきである。

(景観)

- 7 街路樹の植栽にあたっては、都市部の環境に合った樹種を選定するなど、都市景観の形成に配慮すべきである。

(地域分断)

- 8 計画路線の整備にあたっては、地域の分断の軽減に一層の配慮をするとともに、種々の施策について関係機関と積極的に協議すべきである。

(安全性)

- 9 計画路線における歩道については、名古屋市の『福祉都市環境整備指針』に基づき整備する考え方を示すとともに、歩道の緑化や将来の高齢化社会の進展に対応できるよう幅員等への十分な配慮が望まれる。

(その他)

- 10 計画路線は、車線数の変化や側道の有無を伴う複雑な路線であり、事業計画の概要において提示されている横断面図のみでは各断面間のつながりが理解できないため、計画路線の全体像が理解できる平面図を記載すべきである。
- 11 計画路線の建設が既存コミュニティを分断する恐れがあることから、既存コミュニティ活動に十分配慮するとともに、地元の意向等を踏まえた沿道のまちづくりを進めることが望まれる。